

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和5年7月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力、予防接種の公告 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・接種実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健福祉総合システム
②システムの機能	・接種対象者の抽出 ・接種対象者の宛名情報作成 ・接種結果(予診のみを含む。)の登録 ・登録結果による条件抽出 ・統計データ・集計表作成 ・システム内宛名管理 ・開示請求者へ情報作成
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者及び接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル 2. 臨時予防接種の予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1第10項及び予防接種法第19条第6号（委託先への提供） 第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第16号、別表第2の16の2、16の3、17、18及び19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条及び第13条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩国市健康医療部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。)
その必要性	予防接種法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理のため、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 接種対象者を正確に把握するために記録 ・連絡先等情報 接種対象者等に対し、正確に郵送物を発送するために記録 ・業務関係情報 法定記載項目のために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月30日
⑥事務担当部署	岩国市健康医療部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	予防接種事業の対象者を適正に管理するため	
④使用の主体	使用部署	岩国市健康医療部健康推進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日、性別、接種履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 ・接種結果の登録、接種記録管理を行う。 ・接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。 ・開示請求書への情報作成 	
	情報の突合	内部番号(宛名番号)、氏名、生年月日、性別により突合し、本人確認を行う。
⑥使用開始日	平成27年6月30日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	保健福祉システム保守委託業務	
①委託内容	保健福祉システム保守委託業務	
②委託先における取扱者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

定期予防接種に関する記録項目

- ・自治体コード
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回数
- ・整理番号
- ・接種場所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
臨時予防接種の予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。)
その必要性	予防接種法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理のため、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 接種対象者を正確に把握するために記録 ・連絡先等情報 接種対象者等に対し、正確に郵送物を発送するために記録 ・業務関係情報 法定記載項目のために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月
⑥事務担当部署	岩国市健康医療部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び <input type="checkbox"/> その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び) 証明書交付								
③使用目的 ※	予防接種事業の対象者を適正に管理するため								
④使用の主体	使用部署	岩国市健康医療部健康推進課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市から他市町村への転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を提供するため特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。								
情報の突合	【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】 本市からの転出者について、本市での接種記録を他市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。								
⑥使用開始日	令和3年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じたとき
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用しており、次のセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理的に区分された本市の領域に暗号化処理したデータを保管する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
7. 備考	
<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

新型コロナウイルスワクチン接種に関する記録項目

- ・個人番号
 - ・宛名番号
 - ・自治体コード
 - ・接種券番号
 - ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
 - ・接種回(1回目/2回目/3回目)
 - ・接種日(1回目/2回目)
 - ・接種場所(1回目/2回目)
 - ・接種医師名(1回目/2回目)
 - ・ワクチンメーカー(1回目/2回目)
 - ・ワクチンロット番号(1回目/2回目)
- ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人又は保護者（本人から委任された者）が市の接種記録を入手する際は、予防接種履歴情報開示請求書等により本人同意を取得し、さらに本人確認書類で本人確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
個人番号の取得時に十分な本人確認が行われないということがないように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下「ガイドライン」という。）、及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照画面では、個人番号を非表示とする。職員ごとにアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する機能を有する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講ずる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託申請書の提出を求め、委託先との機密保持規定の遵守を徹底させている。	
その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行うこととし、情報提供ネットワークによらない提供・移転についても記録(アクセスログ)を残す。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。外部媒体への情報の書き込みはできないように制限されており、やむを得ない場合は情報セキュリティ管理者の承認を得た上で指定された端末で行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置> 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内より個人情報を入力する際に、対象者・対象項目以外の情報を入力しないこととする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>保健福祉システムのソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう認証を行っている。 ・情報照会機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう制御している。 ・システムが管理対象とする事務(手続)のみを情報照会可能とするよう制御している。 ・システムへのログイン、ログアウト、情報照会を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。 <p>保健福祉システムの運用における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用可能な端末を制限し、ログインには2要素認証を行っている。 ・端末の操作ログを収集し、電子記録媒体の利用制限を行っている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>保健福祉システムの運用における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用可能な端末を制限し、ログインには2要素認証を行っている。 ・端末の操作ログを収集し、電子記録媒体の利用制限を行っている。 			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	その内容		再発防止策の内容			
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容	<岩国市における物理的対策> ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<岩国市における技術的対策>
 ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。
 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。
 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">具体的な方法</td> <td style="padding: 5px;"> 保健福祉システムを利用する職員については、岩国市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取り扱うよう指導徹底する。 </td> </tr> </table>	具体的な方法	保健福祉システムを利用する職員については、岩国市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取り扱うよう指導徹底する。		
具体的な方法	保健福祉システムを利用する職員については、岩国市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取り扱うよう指導徹底する。			

10. その他のリスク対策

—

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 臨時予防接種の予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>転入者本人からの個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>他市区町村からの個人番号入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 <p>転出元市区町村からの接種記録の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>個人番号の取得時に十分な本人確認が行われないということがないように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「ガイドライン」という。)、及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみ、アクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。職員ごとにアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する機能を有する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 接種券番号を読み取る端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムにアクセスできるが、個人番号にはアクセスできないよう制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ・権限のない者により不正に使用されないよう次の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末により可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を有しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログインの認証は、ユーザID及びパスワードで行い、ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑制している。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定されている。 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。 <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には次のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するため許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載するなど、利用履歴を残す。 作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去し、管理簿に消去の記録を記載するなど、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定し、具体的には次の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講ずる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	--------------------------	-----------------------------	-------------

具体的な方法	再委託申請書の提出を求め、委託先との機密保持規定の遵守を徹底させている。
--------	--------------------------------------

その他の措置の内容	<p>定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール・消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	--------------------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行うこととし、情報提供ネットワークによらない提供・移転についても記録（アクセスログ）を残す。	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。外部媒体への情報の書き込みはできないように制限されており、やむを得ない場合は情報セキュリティ管理者の承認を得た上で指定された端末で行う。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <p>ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置></p> <p>庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 ・ 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は <ol style="list-style-type: none"> ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号とともに、転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号とともに転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p><岩国市における物理的対策></p> <p>①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれ領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><岩国市における技術的対策></p> <p>①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>保健福祉システムを利用する職員については、岩国市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取り扱うよう指導徹底する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導を行う。 ・ワクチン接種記録システムを使用する職員に対して、使用開始及び定期的に、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインの研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信機器の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩国市 総務部 総務課 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5031 FAX:0827-21-3337
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩国市 健康医療部 健康推進課 〒740-0021 山口県岩国市室の木町三丁目1番11号 電話:0827-24-3751 FAX:0827-22-8588
②対応方法	問合せを受け付けた際、その対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	評価書名	定期予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩国市は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩国市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		ワクチン接種記録システム(VRS)の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	I 4. 個人番号の利用		番号法第19条第6号及び第16号の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	II 3. 特定個人情報の入手・使用		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		株式会社ミラボの追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	II 6. 特定個人情報の保管・消去		ワクチン接種記録システムにおける追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

令和3年11月29日	Ⅱ 7. 備考		ワクチン接種記録システムにおける追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅱ (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		ワクチン接種記録システムにおける追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去		ワクチン接種記録システムにおける措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 9. 従業者に対する教育・啓発		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	Ⅲ 10. その他のリスク対策		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年3月11日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者及び接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出、死亡等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 	追加記載 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	

令和4年3月11日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため、特定個人情報を使用する。 ・当市から他市区町村への転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を提供するため特定個人情報を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市から他市区町村への転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を提供するため特定個人情報を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	
令和4年3月11日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】</p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村において、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ処理を行う。)</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)</p> <p>【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】</p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	
令和4年3月11日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項① 委託内容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事後	
令和4年3月11日	II 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用しており、次のセキュリティ対策を講じている。・倫理的に区分された当市の領域に暗号化処理したデータを保管する。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>追加記載</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事後	

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>転入者本人からの個人情報の入手・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。転出先市区町村からの個人番号入手・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>転入者本人からの個人情報の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 転出先市区町村からの個人番号入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情</p>	<p>事後</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみ、アクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため、暗号化された通信回線を使用する。 </p>	<p>追加記載 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 </p>	<p>事後</p>	
<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定し、具体的には次の2つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市区町村からの転出者について、本市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 </p>	<p>②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定し、具体的には次の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 </p>	<p>事後</p>	

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール・消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール・消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事後</p>	
<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。物理的対策・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。技術的対策・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。当該領域のデータは、暗号化処理する。個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。国、県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>追加記載 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	

令和4年3月11日	Ⅲ 9. 従業者に対する教育・啓発	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導を行う。・ワクチン接種記録システムを使用する職員に対して、使用開始及び定期的に、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインの研修を実施するとともに、その記録を残している。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導を行う。 ・ワクチン接種記録システムを使用する職員に対して、使用開始及び定期的に、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインの研修を実施するとともに、その記録を残している。	事後	
令和4年3月11日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信機器の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信機器の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ(2) 3. 特定個人情報の入手・使用	【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	【新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務】 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ(2) (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・接種回(1回目/2回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	
令和4年3月11日	Ⅲ(2) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	転出先市区町村からの個人番号入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	他市区町村からの個人番号入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	

令和4年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、システム2、②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者及び接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者及び接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出、死亡等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 	事前	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。
令和4年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用、② 入手方法 [その他]	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付	事前	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。
令和4年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。
令和4年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。

<p>令和4年7月29日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用しており、次のセキュリティ対策を講じている。 ・倫理的に区分された当市の領域に暗号化処理したデータを保管する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用しており、次のセキュリティ対策を講じている。 ・倫理的に区分された当市の領域に暗号化処理したデータを保管する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>事前</p>	<p>接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。</p>
			<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>		

<p>令和4年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>転入者本人からの個人情報の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 他市区町村からの個人番号入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>転入者本人からの個人情報の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 他市区町村からの個人番号入手 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 転出元市区町村からの接種記録の入手 ・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>事前</p>	<p>接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。</p>
		<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付 ・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>		

<p>令和4年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>個人番号の取得時に十分な本人確認が行われないということがないように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「ガイドライン」という。)、及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみ、アクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>個人番号の取得時に十分な本人確認が行われないということがないように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「ガイドライン」という。)、及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。</p> <p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみ、アクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するため、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>事前</p>	<p>接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。</p>
------------------	--	--	--	-----------	---

		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 		
--	--	--	--	--	--

			<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能にすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)を暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		
--	--	--	---	--	--

<p>令和4年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p>定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール・消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール・消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事前</p>	<p>接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。</p>
------------------	--	--	--	-----------	---

<p>令和4年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p><岩国市における物理的対策> ①申請書等について、入力及び照会後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 【ワクチン接種記録システムにおける措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 物理的対策 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 技術的対策 ・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。</p>	<p><岩国市における物理的対策> ①申請書等について、入力及び照会後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 【ワクチン接種記録システムにおける措置】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 物理的対策 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 技術的対策 ・論理的に区分された当該市の領域にデータを保管する。</p>	<p>事前</p>	<p>接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。</p>
------------------	---	---	---	-----------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれ領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれ領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末を証明書交付システム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 		
令和4年7月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年7月30日	令和4年7月29日	事前	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施予定が令和4年8月上旬予定。
令和5年7月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	岩国市健康福祉部健康推進課	岩国市健康医療部健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	岩国市健康福祉部健康推進課	岩国市健康医療部健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	岩国市健康福祉部健康推進課	岩国市健康医療部健康推進課	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	岩国市健康福祉部健康推進課	岩国市健康医療部健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体使用部署	岩国市健康福祉部健康推進課	岩国市健康医療部健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岩国市 健康福祉部 健康推進課	岩国市 健康医療部 健康推進課	事後	組織見直しによる変更